

2025年9月10日

各位

旭川信用金庫

### 当座勘定規定の改定と当座勘定規定（専用約束手形口）の廃止について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫ホームページに2025年3月3日に掲載した「手形・小切手全面電子化に向けた取り組みにつきまして」のとおり、当金庫では、2025年10月より払戻請求書により当座預金のお引き出しを取り扱います。それにともない、当座勘定規定を改定いたします。

また、2025年7月から当座預金の新規口座開設を停止しておりますが、専用約束手形口（マル専口）は現在口座がないので、「当座勘定規定（専用約束手形口）」を廃止いたします。

当金庫は、今後もお客さまの様々なニーズにお応えするための商品・サービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

#### 1. 改定する規定

##### (1) 当座勘定規定

#### 2. 改定内容

払戻請求書により当座預金のお引き出しを取り扱います。なお、お引き出しは自社による支払いに限ります（払戻請求書を小切手のようにお取引先に引き渡すことはできません）。

#### 当座勘定規定

| 変更後   | 変更前  |
|---|--|
| <p><b>第7条（手形、小切手の支払い等）</b></p> <p>1. 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>2. 前項の支払いにあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。</p> <p>3. 当座勘定の払い戻しは、<u>次のいずれかの方法で行ってください。</u></p> <p><u>(1) 届け出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。</u></p> <p><u>(2) 小切手を使用する方法</u></p> <p>4. <u>前項の払い戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払い戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払い戻しを行</u></p> | <p><b>第7条（手形、小切手の支払い）</b></p> <p>1. 小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>2. 前項の支払いにあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。</p> <p>3. 当座勘定の払い戻しの場合には、<u>小切手を使用してください。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> |

| 変更後   | 変更前  |
|---|--|
| <p><u>わないことがあります。</u></p> <p><b>第 12 条（手数料等の引き落とし）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当金庫が受け取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、<u>小切手または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引き落とすことができるものとします。</li> <li>2. 当座勘定から各種料金等の自動支払いをする場合には、当金庫所定の手続きをしてください。</li> </ol> <p><b>第 16 条（印鑑照合等）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）を、届け出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</li> <li>2. 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって<b>第 8 条</b>の交付用紙であると認めて取り扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</li> <li>3. (省略)</li> </ol> <p><b>第 24 条（取引の制限等）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (省略)</li> <li>2. 日本国籍を保有せずに本邦に居住する預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法によって当金庫に届け出てください。この場合において、届け出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、<u>払い戻し</u>等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</li> <li>3. (省略)</li> <li>4. (省略)</li> </ol> | <p><b>第 12 条（手数料等の引き落とし）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当金庫が受け取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、<u>小切手</u>によらず、当座勘定からその金額を引き落とすことができるものとします。</li> <li>2. 当座勘定から各種料金等の自動支払いをする場合には、当金庫所定の手続きをしてください。</li> </ol> <p><b>第 16 条（印鑑照合等）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 手形、小切手または諸届書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）を、届け出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</li> <li>2. 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって<b>第 8 条</b>の交付用紙であると認めて取り扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</li> <li>3. (省略)</li> </ol> <p><b>第 24 条（取引の制限等）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (省略)</li> <li>2. 日本国籍を保有せずに本邦に居住する預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法によって当金庫に届け出てください。この場合において、届け出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、<u>払戻し</u>等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。</li> <li>3. (省略)</li> <li>4. (省略)</li> </ol> |

### 3. 廃止する規定

(1) 当座勘定規定（専用約束手形口用）

### 4. 変更日

2025年10月1日（水）

以上